

## 1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

### 傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、いなかった。

## 2 署名委員の選任

議 長 署名委員に新木英男農業委員、黒須邦昭農業委員を選任した。

## 3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に市川農業委員会事務局次長、書記に大室主査、松居主任を任命した。

## 4 議 事

### 議案第51号

### 農地法第5条の許可申請について

議 長 議案第51号について事務局に説明を求めた。

事務局 議案書を朗読した。申請番号1は農家住宅のため開発許可は不要だが、適合証明の申請が必要。平成29年10月3日付け、上尾市告示第316号で農振除外されている。農地区分は10haを超える第一種農地だが、農地法施行規則第33条第4号により不許可の例外と考えられる。

申請番号2、地区は住宅建設のため開発許可が必要。農地区分は第二種農地となる。

議 長 申請番号1について地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 大石地区の渋谷農地利用最適化推進委員が報告した。12月24日(木)に、大石地区担当委員5名で現地調査を実施した。現地は農地としてきれいに保全管理されており、特に問題はない。理由書を朗読した。

議 長 申請番号2について地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。

(報 告) 大石地区の田中農地利用最適化推進委員が報告した。12月24日(木)に、大石地区担当委員5名で現地調査を実施した。現地は境界の杭もあり、農地として適正に管理されている。理由書を朗読した。

議 長 本件について意見を求めた。

市村推進委員 申請番号1は、敷地面積が結構広いが、面積の制約はないのか。

事 務 局 農家住宅の場合は1,000㎡まで、分家住宅の場合は500㎡までとなっている。

内田農業委員 申請番号1の西側にはブドウの果樹園がある。月3回ほど防除を行うと思うが、スピードスプレーヤーでの防除を行う場合、早朝の騒音や飛散が考えられることから、事前に協議したほうが良いと思うが。

事 務 局 農振除外時の資料によれば、ブドウ生産に影響が出たり、農薬飛散防除網の設置が必要となった場合など、問題が発生した場合は双方で協議することで了承していることを確認している。

議 長 本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第51号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

## 議案第52号 特定農地貸付けの承認申請について

議 長 議案第52号について事務局に説明を求めた。

事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1は上尾地区の生産緑地、申請番号2は大谷地区にある市街化農地だが生産緑地ではない。

- 議 長 申請番号1について地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。  
(報 告) 上尾地区の鈴木委員が報告した。12月22(火)、原市地区の担当委員と計3名で現地調査を行った。野菜、果樹、花卉等が植えられ、現地は適正に管理されている。今後、14区画の貸付を予定している。
- 議 長 申請番号2について地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。  
(報 告) 吉澤農地利用最適化推進委員が報告した。12月22日(火)、大谷地区の担当委員3名で現地調査を行った。現地は耕作されており、きれいに管理されている。今後、6区画の貸付を予定している。
- 議 長 本件について意見を求めた。  
新木農業委員 申請番号1は、全体面積995㎡の中の500㎡が今回の対象との説明だが、案内図には草置き場、水道、小屋と書かれている。この部分は全体面積に含まれているのか。
- 事 務 局 全体が生産緑地に指定されているかどうかは確認していないが、今回の500㎡の中に小屋は含まれていない。
- 新木農業委員 生産緑地の指定を受ける時は、通常は構造物を除くと思うが、そこは確認しているのか。  
事 務 局 他法令のため事務局では確認していない。生産緑地の指定については、みどり公園課の所管となるため、そこはしっかりと確認していると思われる。
- 内田農業委員 生産緑地において、貸付けをすることができるのか。  
事 務 局 お手元に配布してある農業委員会だより14号4ページに制度の説明が掲載されているが、平成29年に生産緑地法の一部が改正され、それ以降は貸すことができるようになった。
- 議 長 本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第52号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**議案第53号**

**相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について**

議案第53号について事務局に説明を求めた  
事務局

議案書を朗読した。事務局で現地調査を行っており、現地はきれいに耕うんされており、内1筆は露地野菜が作付けされていたため、農地として問題ない。

議長

本件について意見を求めるが特になかったため、議案第53号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

**議案第54号**

**上尾市農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について**

議案第54号について事務局に説明を求めた  
農政課

制度について説明し、議案書を朗読した。事案は農用地区域番号B-4、大字領家にある農地で、除外の事由は社員の駐車場敷地である。

議長  
(報告)

地区担当委員に現地調査結果の報告を求めた。  
山岸農地利用最適化推進委員が説明した。12月24日(木)、大石地区担当委員5名で現地調査を行った。現地は土できれいに管理されている。配置図では22台分の駐車場を計画している。

議長  
新木農業委員

本件について意見を求めた。  
現地は土できれいになっているとの説明だが、原状回復を行ったのか。また、隣接する公道が狭く、除外後の農地転用で同じ土地利用計画が提出されると、道路の際まで車を置くようになってしまう。もう少し余裕を持った利用形態というような指導はあったのか。

農政課

今回の申し出地は、以前駐車場として使用されていた箇所があり、現状の形態に是正していただいた状況である。計画図上にはフェンスやポールの設置は示されていない。市道と駐車場敷地については道路課と協議をしている。

新木農業委員

農地転用の時に際までフェンスを設置されると、公道で車が対面通行できなくなる。多少余裕を

持った配置計画をお願いしてもいいと思う。また、先ほど話があった原状回復の件だが、それ以前に駐車していた車はどうしたのか。

農 政 課  
新木農業委員

比較的遠方からの通勤者が多く、送迎車で対応している。

今まで使っていた方は、ある場所から送迎で会社に通勤しているということか。ここで農振除外が承認されたとしても、フェンスの設置については配慮していただくように対応願いたい。

議 長

本件について改めて意見を求めるが特になかったため、議案第54号について採決を行ったところ、賛成全員で承認することを宣した。

## 5 報告第12号 専決処分について

- (1) 農地法第4条の届出の受理について
- (2) 農地法第5条の届出の受理について

## 6 閉会

議

長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後3時10分、本会を閉会した。

## 7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和2年12月25日

議 長

署名委員

署名委員